

令和6年12月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年12月20日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 12時15分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 落合 嘉朗
県立高校改革担当局長 田熊 徹
教育監 濱田 啓太郎
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
企画調整担当課長 鈴木 寿則
管理担当課長 高橋 慶吏
行政課長 飯田 馨
財務課長 渡邊 太郎
教職員企画課長 野村 雅朗
保健体育課長 磯貝 靖子
子ども教育支援課長 長田 裕一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 12 月定例会 会議日程

日時 令和 6 年 12 月 20 日（金） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

定教第 32 号議案	人事案件について
定教第 33 号議案	人事案件について
定教第 34 号議案	人事案件について
定教第 35 号議案	人事案件について
定教第 36 号議案	人事案件について
定教第 37 号議案	人事案件について

日程第 2

報第 16 号	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 17 号	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 18 号	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 19 号	任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第 20 号	令和 6 年度 12 月補正予算案に対する意見の申出について

教育委員会12月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。

 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。

 本日の会議録署名委員ですが、常陸委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第１として「人事案件について」ほか５件の付議案件があります。

また、日程第２として「知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」ほか４件の報告案件があります。

お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第１の定教第32号議案から定教第37号議案までの各議案は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第７項ただし書及び会議規則第35条第１項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、非公開案件は後で審議をすることとして、先に公開の案件に入りたいと思います。

 また、日程第2の報第17号から報第19号までの各案件は、それぞれ関連する案件ですので、続けて報告を受けた後、一括して質疑を行うことにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、会議規則第22条の2の規定に基づきまして、ここからの進行を下城委員
 にお願いいたします。

下城委員　それでは、日程第2の報第16号に入ります。

報第16号 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対

する意見の申出について

説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長 ファイル07「報第16号」をお開き願います。「知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」です。令和6年第3回県議会定例会に提案するにあたり、知事から教育委員会へ意見を求められましたが、急施を要したため、第一教育長職務代理者が事務を臨時に代理し、異存のない旨、申し出ましたので、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により報告します。

8/8ページをご覧ください。「1 改正の趣旨」です。現在、教育長に支給する期末手当の支給割合は、国の指定職と同様に3.40月としていますが、今回、国の指定職が人事院勧告分0.05月の引き上げを行うことから、均衡を考慮し、本県においても3.45月とするものです。

「2 改正の内容等」「(1) 改正する規定」です。「教育長の給与等に関する条例」等となります。「2」「(2) 改正の内容」です。令和6年12月及び令和7年度以降の期末手当の支給割合を、表に記載のとおり改正するものです。

「3 施行期日等」ですが、令和6年12月の期末手当については、公布日より施行し、令和6年12月1日から適用され、令和7年度以降の期末手当については、令和7年4月1日より施行となります。

なお、本案件は、教育長の期末手当の支給割合を改正する条例案であり、教育長の一身上に関する案件のため、地教行法の規定により、花田教育長は議事に参与することができないこととなっております。一方、県議会第3回定例会に議案を提出するにあたり、知事から教育委員会へ意見を求められ、急施を要し、事務を臨時で代理する必要がありましたので、地教行法の規定により、第一教育長職務代理者の下城委員にその事務を行っていただき、今回報告するものです。また、本件は令和6年12月5日の県議会第3回定例会に提案され、12月19日に議決しております。

以上となります。

下城委員 ただいまご説明のありましたとおり、教育長に関する案件ということで、私が代わって手続きをしました。人事院勧告に基づくということです。

ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告ですので、以上とさせていただきます。

次に、報第17号から報第19号までの各案件に移ります。

報第17号 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第18号 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見

の申出について

報第19号

任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル08からファイル10「報第17号」から「報第19号」「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」、他2件についてです。報第17号から報第19号までは一連の案件ですので、まとめてご説明します。

1/75ページをご覧ください。記載の報第17号から報第19号までの各改正条例案について、知事が県議会本会議に提案するにあたり、記載のように、地教行法第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められました。議会日程上、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、ご報告します。なお、本件については、12月5日付けで令和6年第3回神奈川県議会定例会に提案され、昨日、12月19日に議決されましたことを申し添えます。

資料の2/75から3/75ページは知事からの照会と回答、4/75ページ以降は今回の改正条例となりますが、改正の概要については、71/75ページをご覧ください。

71/75ページ「報第17号～第19号関係」です。「1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要」ですが、教育委員会では、事務局の職員など、県立学校の教職員以外の職員に適用される条例となっています。

73/75ページをご覧ください。「2 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要」ですが、こちらは県立学校及び政令市以外の市町村立小・中学校等の教職員に適用される条例です。二つの条例は、主な改正内容が重複しますので、学校職員の給与等に関する条例の概要でご説明します。「(1) 改正の趣旨」ですが、本年10月11日の人事委員会の勧告等を勘案し、令和6年度給与に係る、給料表の改定など、所要の改正を行うものです。「(2) 改正の内容」に記載のとおり、「ア 給料月額」から「イ 地域手当の支給割合」「ウ 期末手当の支給割合」、74/75ページの「エ 勤勉手当の支給割合」まで、それぞれ改定するものです。「(3) 施行期日」については、資料記載のとおりです。

75/75ページをご覧ください。「3 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要」ですが、教育委員会では、任期付研究員は在籍しておらず、任期付職員は該当する職員がおります。「(2) 改正の内容」に記載のとおり、それぞれについて給料月額及び期末手当を改定するものを行っております。

私からの説明は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員

参考までにお伺いしますが、教育職で四大卒で新卒で入ると、何級の何号給

になるのでしょうか。

教職員企画課長 現在、2級17号給になります。

佐藤委員 252,000円。

教職員企画課長 そうです。今回の改正で、252,000円に変わるということです。

下城委員 他にいかがでしょう。よろしいですか。

それでは他にご質問がないようでしたら、報告は以上とし、次に報第20号に移ります。

報第20号 令和6年度12月補正予算案に対する意見の申出について

説明者 渡邊財務課長

財務課長 ファイル11をお開きください。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年度12月補正予算案について、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存のない旨、申し出ましたので、報告するものです。

12/12ページをご覧ください。「令和6年度12月補正予算案の概要」です。「1 総括表」の太枠の合計欄に記載のとおり、12月補正予算として、98億8,600余万円を計上しております。

「2 補正事業の概要」ですが、報第16号から報第19号まで報告した「令和6年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するため、給与等の増額を行うものです。

なお、資料に記載はありませんが、12月補正予算案については、12月5日に県議会に提案し、昨日、議決されております。

私からは以上です。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私から確認です。補正予算ということですが、その前に報告のあった、給与のアップ分についてということですか。

財務課長 そういうことです。

下城委員 それ以外の、例えば校舎改築などは、今回は入っていない。

財務課長 基本的には、今説明があった内容を、そのまま補正予算として反映した内容になっております。

下城委員 分かりました。

常陸委員 今月の10日に、横浜市が先に、0.05か月増の引き上げを発表していて、それに対しても市民の方からいろいろとご意見が寄せられていたと思います。今回のこの引き上げについても、県民の皆さんに丁寧な説明をしていただければということで、これは質問というよりは要望となります。よろしくお願いします。

財務課長 ありがとうございます。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいですか。
それではご質問がないようでしたら、報告は以上とさせていただきます。
次に、日程第1の定教第32号議案に移ります。
ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長を指定します。

(9時45分非公開の会議に入り、12時15分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて閉会といたします。

令和6年12月20日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

＜非公開会議審議等結果＞

日程第1

定教第32号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第33号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第34号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第35号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第36号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、修正案のとおり決定された。

定教第37号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。